

別紙

農薬イミシアホス（殺線虫剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.02	0.02
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.3	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1	1
はくさい	0.1	0.1
キャベツ	0.02	0.02
ごぼう	●	0.02
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
にら	0.02	0.02
その他のゆり科野菜	○ 0.09	0.02
にんじん	○ 0.09	0.03
トマト	0.3	0.3
ピーマン	0.7	0.7
なす	● 0.2	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
すいか	●	0.1
すいか（果皮を含む。）	● 0.1	
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	0.2	0.2
ほうれんそう	0.5	0.5
オクラ	0.03	0.03
えだまめ	0.02	0.02
その他の野菜	0.2	0.2
いちご	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.3	0.3
とうもろこし	0.1	0.1
その他の穀類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3	3
かぶ類の根	○ 0.7	
かぶ類の葉	○ 20	
はくさい	2	2
キャベツ	● 0.5	0.7
チンゲンサイ	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	1	1
しゅんぎく	● 0.7	0.8
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	0.5	0.5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	5	5
にら	1	1
アスパラガス	0.7	0.7
わけぎ	0.7	0.7
その他のゆり科野菜	○ 2	
セロリ	15	15
ほうれんそう	3	3
しょうが	0.2	0.2
未成熟えんどう	● 2	3
未成熟いんげん	2	2
その他の野菜	1	1
みかん（外果皮を含む。）	○ 1	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 3	
ネクタリン	○ 3	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.5	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 10	

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	○ 5	2
かき	● 0.3	0.4
キウイー（果皮を含む。）	6	6
くり	● 0.02	0.03
茶	30	30
ホップ	10	10
その他のスパイス	○ 5	
その他のハーブ	○ 5	1
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬キノメチオナート（殺虫剤／殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	0.6	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.4	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.3	0.05
すいか	● 0.3	0.05
すいか（果皮を含む。）	● 0.08	0.05
メロン類果実	● 0.3	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.7	0.05
まくわうり	0.05	0.05
その他のうり科野菜	0.5	0.5
オクラ	0.7	0.7
その他の野菜	0.5	0.5
みかん	● 0.1	0.1
みかん（外果皮を含む。）	● 1	0.1
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	● 0.2	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	● 0.2	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
いちご	0.5	0.5
かき	●	0.05
その他のスパイス	○ 6	5
その他のハーブ	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「みかん」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

飼料添加物ジブチルヒドロキシトルエン（抗酸化剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	○ 0.2	0.04
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	0.08
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	3	3
その他の家きんの脂肪	3	3
鶏の肝臓	0.2	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2	0.2
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	● 0.2	3
その他の家きんの食用部分	● 0.2	3
鶏の卵	0.6	0.6
その他の家きんの卵	0.6	0.6
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○ 100	10
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	○ 100	10
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○ 100	10
魚介類（その他の魚類に限る。）	○ 100	10
魚介類（甲殻類に限る。）	0.1	0.1

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬1-ナフタレン酢酸（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.03	0.03
メロン類果実（果皮を含む。）	0.02	0.02
みかん（外果皮を含む。）	4	4
なつみかんの果実全体	4	4
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	● 4	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
マルメロ	●	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.1
アボカド	○ 0.05	
マンゴー	0.02	0.02
その他の果実	○ 0.7	0.1
茶	○ 60	
その他のスパイス	30	30
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬フェンプロピジン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
バナナ	○ 10	
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬フルオピラム（殺菌剤／殺線虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 2	
小麦	○ 0.2	
大麦	○ 0.4	
ライ麦	○ 0.2	
とうもろこし	○ 0.02	
そば	○ 0.4	
その他の穀類	○ 0.6	
大豆	● 0.3	2
小豆類	● 0.2	1
えんどう	● 0.7	2
そら豆	● 0.2	2
らっかせい	0.2	0.2
その他の豆類	● 0.7	2
ばれいしょ	○ 0.2	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1
かんしょ	○ 0.2	0.1
やまいも（長いもをいう。）	0.1	0.1
その他のいも類	0.1	0.1
てんさい	0.1	0.1
さとうきび	○ 0.08	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.03	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.07	30
かぶ類の根	●	0.3
かぶ類の葉	●	30
西洋わさび	●	0.3
はくさい	●	5
キャベツ	● 3	4
芽キャベツ	0.3	0.3
カリフラワー	0.09	0.09
ブロッコリー	0.3	0.3
ごぼう	● 0.09	0.3
サルシフィー	●	0.3
アーティチョーク	○ 0.4	
チコリ	● 0.2	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15	15
その他のきく科野菜	●	30
たまねぎ	0.4	0.4
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	0.7

農薬フルオピラム（殺菌剤／殺線虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
にんにく	0.4	0.4
アスパラガス	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	○ 15	0.4
にんじん	0.4	0.4
パースニップ	●	0.3
その他のせり科野菜	●	30
トマト	1	1
ピーマン	● 3	4
なす	● 0.5	4
その他のなす科野菜	4	4
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.5	0.6
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.3	0.6
しろうり	● 0.8	1
メロン類果実	● /	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.8	/
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.8	
その他のうり科野菜	●	0.6
オクラ	●	4
しょうが	0.1	0.1
未成熟えんどう	○ 0.2	
未成熟いんげん	○ 1	
その他の野菜	○ 0.1	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.6	
なつみかんの果実全体	● 0.4	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.6	1
グレープフルーツ	● 0.4	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	● 0.8	1
日本なし	● 0.8	3
西洋なし	● 0.8	3
マルメロ	0.8	0.8
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.5	
もも	● /	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	● 1	/
ネクタリン	● 1	5

農薬フルオピラム（殺菌剤／殺線虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
あんず（アプリコットを含む。）	● 1	5
すもも（プルーンを含む。）	● 0.5	1
うめ	●	5
おうとう（チェリーを含む。）	● 2	5
いちご	● 0.4	5
ラズベリー	5	5
ブラックベリー	5	5
ブルーベリー	7	7
クランベリー	●	7
ハックルベリー	7	7
その他のベリー類果実	7	7
ぶどう	● 2	5
バナナ	● 0.8	1
グアバ	●	7
マンゴー	○ 1	
その他の果実	● 0.5	2
ひまわりの種子	0.7	0.7
ごまの種子	● 0.3	5
べにばなの種子	0.7	0.7
綿実	0.8	0.8
なたね	● 1	5
その他のオイルシード	● 0.3	5
ぎんなん	● 0.04	0.05
くり	● 0.04	0.05
ペカン	● 0.04	0.05
アーモンド	● 0.04	0.05
くるみ	● 0.04	0.05
その他のナッツ類	● 0.04	0.05
コーヒー豆	○ 0.01	
ホップ	60	60
その他のスパイス	○ 70	0.1
その他のハーブ	○ 70	4
牛の筋肉	○ 2	0.8
豚の筋肉	● 0.1	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 2	0.8
牛の脂肪	○ 2	0.8
豚の脂肪	● 0.09	0.8

農薬フルオピラム（殺菌剤／殺線虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	0.8
牛の肝臓	○ 10	5
豚の肝臓	● 0.5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 10	5
牛の腎臓	○ 10	0.8
豚の腎臓	● 0.08	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 10	0.8
牛の食用部分	○ 10	5
豚の食用部分	● 0.5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 10	5
乳	○ 2	0.6
鶏の筋肉	● 0.07	0.5
その他の家きんの筋肉	● 0.07	0.5
鶏の脂肪	● 0.07	0.5
その他の家きんの脂肪	● 0.07	0.5
鶏の肝臓	● 0.3	2
その他の家きんの肝臓	● 0.3	2
鶏の腎臓	● 0.3	2
その他の家きんの腎臓	● 0.3	2
鶏の食用部分	● 0.3	2
その他の家きんの食用部分	● 0.3	2
鶏の卵	● 0.2	1
その他の家きんの卵	● 0.2	1
はちみつ	○ 0.05	
精米	○ 0.5	
干しぶどう	○ 5	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

- ※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)
●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。